

和光市行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市行政手続条例の一部を改正する条例

和光市行政手続条例（平成 10 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア (略) イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分 ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ (略) (6)～(8) (略) (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第 4 条 国の機関、市の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。 (不利益処分をしようとする場合の手続) 第 13 条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア (略) イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア (略) イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分 ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ (略) (6)～(8) (略) (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第 4 条 国の機関、市の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。 (不利益処分をしようとする場合の手続) 第 13 条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア (略) イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格

は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ（略）

(2)（略）

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4)（略）

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3（略）

（聴聞の通知の方式）

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4)（略）

2（略）

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみ

又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ（略）

(2)（略）

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4)（略）

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3（略）

（聴聞の通知の方式）

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4)（略）

2（略）

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に提示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみ

なされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 (略) (続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。 (弁明の機会の付与の通知の方式) 第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(3) (略) (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。	なされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 (略) (続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。 (弁明の機会の付与の通知の方式) 第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(3) (略) (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「<u>同項各号</u>」とあるのは「<u>同条各号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「<u>第29条において準用する第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の和光市行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後にする聴聞の通知について適用し、同日前にした聴聞の通知については、なお従前の例による。

令和7年8月26日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行により行政手続法が改正されることに伴い、所要の改正を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。